

12.議長の選出方法、任期

【12-1】議長の立候補制の導入状況（平成23年12月31日現在、809市）

	立候補制を 導入している	その他
5万未満 (254市)	55市 21.7%	12市 4.7%
5～10万未満 (265市)	59市 22.3%	16市 6.0%
10～20万未満 (162市)	26市 16.0%	15市 9.3%
20～30万未満 (45市)	8市 17.8%	2市 4.4%
30～40万未満 (28市)	1市 3.6%	1市 3.6%
40～50万未満 (21市)	1市 4.8%	0市 0.0%
50万以上 (15市)	0市 0.0%	0市 0.0%
指定都市 (19市)	1市 5.3%	5市 26.3%
全市 (809市)	151市 18.7%	51市 6.3%

岡山県井原市議会 議長選挙立候補制について

議長選が市民に見えないという意見があり、基本条例を根拠とし、内規で定めて運用。
ケーブルテレビなどで所信表明の様態を公開。

井原市議会議長・副議長立候補制に関する内規（抜粋）

第1条 井原市議会議員（以下「議員」という。）から井原市議会議長（以下「議長」という。）及び井原市議会副議長（以下「副議長」という。）として適任者を選挙するため、議長及び副議長の選挙において、立候補制を導入し、所信表明を行う機会を設け、井原市議会基本条例（平成22年井原市条例第17号）第3条第1項に規定する市民にわかりやすい真に開かれた議会運営を行うことを目的とする。

第3条 立候補者は、所信表明を行うことができる。

- 2 所信表明を行う場は、全員協議会とする。
- 3 所信表明は口頭で行うものとし、立候補者1人につき10分を超えてはならない。
- 4 所信表明に対し、他の議員は発言することはできない。
- 5 立候補者が複数ある場合、所信表明を行う順位を決めるため抽選を実施する。
（立候補者以外の議員への投票）

第4条 立候補者以外の議員への投票も有効とする。

流山市議会正副議長立候補者所信表明演説会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民に開かれた議会の実現のため、議長又は副議長の選出過程を透明化することを目的として、議長選挙及び副議長選挙を前に、それぞれ議長又は副議長になろうとする者（以下「立候補者」という。）が所信表明をする所信表明演説会（以下「演説会」という。）を開催するために必要な事項を定めるものである。

(正副議長への立候補)

第2条 立候補者は、所信表明申出書（別記様式）をそれぞれ選挙のある3日前の正午までに流山市議会正副議長選挙準備会（以下「準備会」という。）の会長に届け出なければならない。

(演説会の開催)

第3条 演説会は、議長選挙及び副議長選挙が行われる議会の休憩中に開催する。

- 2 演説会は、準備会が別に定める方式により行うものとする。
- 3 演説会は、本会議場で開催するものとする。
- 4 演説会は、これを公開するものとする。
- 5 演説会は、インターネット中継を行うものとする。
- 6 演説会において立候補者は、所信又は抱負を表明することができる。
- 7 所信表明に対しては質問を行うことができる。

(発言時間)

第4条 演説会における所信表明の発言時間は、立候補者1名につき15分以内とする。

- 2 所信表明に対する質問の発言時間は、立候補者1名につき15分以内とする。
- 3 前項の場合において立候補者が回答する時間は、第1項の発言時間に含めないものとする。

(発言の順序)

第5条 演説会における所信表明の順序は、あらかじめ準備会においてくじで決定する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、演説会の開催について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。